

## 鳥取市公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林水産省及び国土交通省が所管する国庫補助事業について、市が実施する再評価に関して必要な事項を定めることにより、公共事業の効率的かつ経済的な執行を図ることを目的とする。

(再評価の対象とする事業)

第2条 再評価の対象事業（以下「対象事業」という。）は、以下の各号のいずれかに該当するもので、市が事業主体となるものとする。

(1) 別表に掲げる事業

(2) 前号に掲げるもののほか、社会情勢の変化等により市長が必要と認める事業  
(公共事業再評価委員会の設置)

第3条 市長は、前条の対象事業の再評価にあたって第三者の意見を求めるため、学識経験を有する者等から構成される「鳥取市公共事業再評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(公共事業再評価委員会の役割)

第4条 委員会は、市長から意見を求められた対象事業について審議するものとする。

2 前項の審議は、継続、休止、中止等の方針について行うものとする。この場合において、市長は必要に応じて意見を述べるができるものとする。

3 委員会は、第1項の審議結果を市長に回答するものとする。

(資料の提出)

第5条 市長は、前条第1項の意見を求めようとするときは、事業の概要及び評価に必要な資料を提出しなければならない。

(公共事業再評価委員会の意見の尊重)

第6条 市長は、第4条第3項の回答があったときはできる限りこれを尊重するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項は、「国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年5月7日付中国四国農政局長通知）」、「直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領（平成10年4月1日付中国四国農政局長通知）」、「林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付林野庁長官通知）」、「水産関係公共事業の再評価実施要領（平成13年5月25日付水産庁長官通知）」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成13年7月6日付事務次官通知）」に準ずるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。

別表（第2条関係）

所管省庁	区 分	事 業 状 況
農 林 水産省	土地改良事業等	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	海岸事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後10年を経過している継続中の事業 3 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	林野公共事業	1 事業採択後5年を経過している継続中の事業 2 再評価の実施後さらに5年を経過した事業
	水産関係公共事業	1 水産基盤整備事業 （1）事業採択後5年を経過している継続中の事業 （2）再評価の実施後さらに5年を経過した事業  2 漁港海岸事業 （1）事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 （2）事業採択後10年を経過している継続中の事業 （3）再評価の実施後さらに5年を経過した事業
国 土 交通省	管理に係る事業等を除くすべての事業	1 事業採択後5年を経過した後も未着工の事業 2 事業採択後5年を経過している継続中の事業であつて、進捗状況、社会情勢等から再評価が必要であると判断される事業 3 事業採択後10年を経過している継続中の事業 4 事業採択前の計画段階で5年を経過している事業 5 再評価の実施後さらに5年を経過した事業